

八王子市 乳幼児期の教育・保育に関する方針（素案）について

1 報告趣旨

子どもを取り巻く環境は、少子化の進展、待機児童の地域的な偏りなど、今後もますます変化していくことが見込まれている。将来の変化を見据えた乳幼児期の教育・保育の対応について、方針の素案を取りまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

（1）方針の目的

少子化の進行により教育・保育施設の空き定員が増加し、集団による幼児教育・保育が行えないことによる子どもの成長への影響や、非認知能力の育成、子どものウェルビーイングが世界的に注目され、幼児教育・保育の質の更なる向上が求められている。このような状況に対応するため、地域の幼児教育・保育ニーズに則した提供量の適正化、公立保育園の再編、質の高い幼児教育・保育を安全に提供できる環境の充実と支援機能の強化などについて、方針を定める。

（2）方針の構成

ア 八王子市における保育の現状

イ 幼児教育・保育の質の向上

（ア）幼児教育・保育の質を保障する環境づくり

（イ）「こどもまんなか」のデザイン思考

（ウ）幼児教育・保育センターの充実

ウ 持続可能な教育・保育の体制確保

エ 公立保育園の役割と再編

（ア）公立保育園（直営園）の役割と再編

（イ）公立保育園（公設民営園）の今後の方針

（３）方針の内容

別紙１ 八王子市 乳幼児期の教育・保育に関する方針の概要について

別紙２ 八王子市 乳幼児期の教育・保育に関する方針（素案）

（４）パブリックコメント手続の実施

パブリックコメントについては、一般向けに加え、子ども向けも実施する。

ア 期 間：令和７年（２０２５年）２月１７日（月）から令和７年（２０２５年）３月１８日（火）まで

イ 周知方法：広報はちおうじ ２月１５日号、市ホームページ、子育て応援サイト、ＳＮＳ

ウ 閲覧場所：子どもの教育・保育推進課、幼児教育・保育センター、市政資料室、各図書館、市民部各事務所、
各市民センター、各公立保育園（公設公営保育園、公設民営保育園）、各保健福祉センター、
各親子つどいの広場、市ホームページ、子育て応援サイト

エ 提出方法：郵送、ＦＡＸ、電子メール、子どもの教育・保育推進課窓口、幼児教育・保育センター窓口への提出

（５）今後のスケジュール

令和７年（２０２５年）３月：策定・公表